

週休2日試行工事実施要領の改定概要(R3. 8)について

1 漁港漁場工事における労務単価等の補正の改定

○漁港漁場においては、これまで港湾5職種*を除く労務単価のみ補正を行ってきましたが、港湾5職種の労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率についてもそれぞれ補正を行います。

※：高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員、潜水連絡員

漁港漁場工事	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	—	—
機械経費（賃料）	1.04	—	—
共通仮設費率	1.02	—	—
現場管理費率	1.03	—	—

補足：漁港漁場の試行工事では、4週8休以上達成のみ適用となります。